

(寄附金受領団体用)

寄附金受領団体における事務について

(1) 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体が条例の指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に交付するなどの便宜を図るよう努めてください。

(2) 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては、次のア～オの事項について、特に周知してください。

- ア 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- イ サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、長岡京市に対する市・府民税申告によることができるものであること。
- ウ 申告にあたっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- エ 住民税は1月1日時点の住所において課税されるため、寄附金を支払った年に寄附者が長岡京市外に転出した場合、転出先の市区町村において貴団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、市民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- オ 同様に、寄附時点の住所地の市区町村が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年に寄附者が長岡京市内に転入した場合は、市民税の寄附金税額控除を受けられること。

(3) 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合には、別添の例を参考に寄附者に対し次のア～オの事項を記載した受領証明書を交付してください。

- ア 寄附者の住所
- イ 寄附者の氏名
- ウ 受領した寄附金額
- エ 長岡京市内に主たる事務所の所在のない団体にあっては、受領した寄附金のうち、長岡京市の条例で指定を受けた寄附金の対象事業の名称及び当該寄附金の額
- オ 寄附金を受領した年月日

（４）寄附者名簿の作成

長岡京市に住所を有する個人から寄附金を受領した場合は、寄附者の住所・氏名・寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧（以下「寄附者名簿」といいます。）を歴年ごとのに作成し、備え付けてください。（別添の例を参考にしてください。）

課税上の必要があるときは、寄附者名簿の確認又は提出を求めることがあります。
なお、寄附者名簿については、７年間保存してください。

（５）変更事項の届出について

貴団体の名称、主たる事務所の所在地、事業内容等に変更（事業の廃止等を含む）があった場合には、所定の変更届に必要な事項を記載し、その事由を証する書類を添付して、本市まで速やかに報告してください。

（６）指定を取り消す場合

次のような事情が生じた場合には、寄附金の指定を取り消すこととなります。

ア 所得税の寄附金控除の適用対象でなくなった場合

イ 主たる事務所が長岡京市に存在しなくなった場合

（市内での事業活動に充てる寄附金について申請し指定を受けた場合を除く）

ウ 寄附金が市民の福祉の増進に寄与するものではないことが判明した場合

エ その他重大な法令違反等があった場合